

令和7年度 野沢温泉村

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり策定

公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月

野沢温泉村

1 事業名称

令和7年度 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり策定事業

2 事業の目的及び内容

野沢温泉村(以下「村」という。)では、2050年までに村内における二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを見据え、温室効果ガス排出量等の実態を把握しつつ削減を推進するとともに、再生可能エネルギーを最大限に導入活用していく取り組みを計画的に実行していくこととしている。このため、本業務では、次の二つの事業に取り組む。

① 村の地域特性を踏まえた将来像、脱炭素シナリオの作成

二酸化炭素排出量の削減目標、再生可能エネルギー導入目標を設定し、その実現に向けた施策や推進体制の構築、ロードマップを作成することにより、温室効果ガス排出量等の現状分析及び将来推計分析等を精査するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)案の作成を目的とする。(第一号事業)

② 村が所有する主要公共施設、及び土地等にPPA方式による太陽光発電設備を設置するためのフィジビリティスタディの実施。公共施設毎に太陽光設備の設置の可否、概略設計、PPA事業性の検討を行う。(第二号事業)

3 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

事業の始期 契約日(8月下旬～9月中旬を予定)

事業の終期 令和8年1月9日(金)まで

4 提案上限額

- ・第一号事業 8,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
- ・第二号事業 8,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

5 事業者の募集

本業務は、様々な分野にまたがる調査であり、また広範囲かつ高度な技術及び長期的な推進体制に向けた検討を要する業務であるため、価格以外の観点でも、業務目的を達するためには当村の自然環境、風土に適した脱炭素計画を策定、実現する最良のノウハウ、村が日本有数の豪雪地帯に立地していることを含め、実績とともに推進体制の主体形成に関与しうる実効性の高い者を選定する必要がある。

よって、公募型プロポーザル方式による提案を受け、評価委員会による評価により事業受託者を決定する。

(1)応募資格

提案者の応募資格要件は、以下のとおりとする。

- ① 長野県内に本店(又は主たる事業所)を有する事業者であること
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 「長野県暴力団排除条例」、平成 23 年 9 月 1 日制定の規定による入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑥ エネルギー関連調査・計画策定、導入業務に精通し、過去 5 年以内に、特別豪雪地帯の自治体「豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)に基づき指定されている自治体」で地方公共団体に対する本業務と同等又は類似した業務を履行した実績を有した事業者であること。

(2)対象計画等

- ①別添特記仕様書を参照すること。
- ②本事業の応募に伴う費用は、いかなる場合であっても、応募者の負担とする。

6 事業スケジュール

(1)事業公募開始	令和7年7月 22 日(火)
(2)参加申込書提出期限	令和7年7月 29 日(火)
(3)質問書提出期限	令和7年7月 31 日(木)正午まで
(4)質疑回答	令和7年8月4日(月)
(5)提案関係書類提出期限	令和7年8月7日(木)正午まで
(6)プレゼンテーション	令和7年8月 12 日(火)
(7)審査結果通知・公表	令和7年8月 18 日(月) (予定)
(8)見積書の提出	令和7年8月 22 日(金)

7 関係書類の提出

(1) 提出先 〒389-2592 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9817
野沢温泉村役場総務課企画財政係

電子メール:kikaku@vill.nozawaonsen.nagano.jp

(2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

ア 提出期限 令和7年7月29日(火)(必着)

イ 提出書類 ①参加申込書(様式第1号)

②法人概要書(様式第2号) 構成員毎に1部

③登記簿謄本

④納税証明書

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールによる。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ 提出先 (1)に同じ。

オ 参加辞退 参加申込後、都合により辞退する場合には、速やかに参加辞退書(様式第3号)を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、提案関係書類提出期限と同日とする。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質問書(様式第4号)により受け付ける。

ア 提出期限 令和7年7月31日(木)正午(必着)

イ 提出先 (1)に同じ。

ウ 提出方法 電子メール 質問書を添付し、送付すること。

エ 質疑への回答

質疑への回答は、村公式HPにて公開する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和7年8月4日(月)

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和7年8月7日(木)正午まで(必着)

イ 提出書類

① 業務実績調書(様式第5号)

履行実績等の添付書類については、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。

② 企画提案書(様式第6号、任意様式)

企画提案書は、A4用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。

③ 見積書(任意様式)

第一号事業と第二号事業で分け、内訳書を添付すること。

ウ 提出部数 正本1部 副本9部 CD-R1枚

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 (1)に同じ。

8 選定方法等

事業受託者の選定は、当野沢温泉村プロポーザル実施要領(以下「要領」と表記する。)に基づく公募型プロポーザルにより実施する。

(1) 1次審査

1次審査については、応募資格に関する審査を行う。1次審査による資格審査に適合しない時は失格とする。なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。また、審査結果に関しての不服申立ては受け付けない。

(2) 2次審査

1次審査通過者により、提案内容の説明(プレゼンテーション審査)を行い、評価委員会による評価審査を行う。

ア 日 時 令和7年8月12日(火)

詳細は、別途通知するものとする。

イ 説明時間 提案内容の説明は、1事業者につき30分以内とする。(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)準備に要する時間は、別途確保する。
なお、説明内容と順番はできる限り下記技術評価点の評価項目の順に沿ったものとする。

- ウ 参加人数 1事業者3名までとする。
- エ 評価方法 評価委員会においては、以下の評価基準により提案内容の評価を行い受託候補者の選定を行う。

オ 注意事項

- ①発表の順番等については、提案者と協議することなく、村が決定する。
- ②プレゼンテーションは、企画提案書をもとに行うこと。
- ③企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構築することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は評価対象外とする。なお、配布する場合は、10部用意すること。
- ④プレゼンテーションにあたり、村が用意するプロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、提案者が用意すること。

(3) 評価基準

技術評価点(90点)と、価格点(10点)の合計得点とする。なお、合計得点は各評価委員が採点した点数の平均値の合計とする。

また、合計点が同点の場合は、評価項目中の地球温暖化対策及び地域理解度の得点により順位を決定する。

A 技術評価点(90点)

次の評価項目に対し評価する。

	評価項目	評価基準	配点
第一号事業に関する項目	事業の理解度	提案の説明内容(専門用語を多用せず、分かりやすいものか) 事業の受託実績(特別豪雪地帯での他自治体受託状況)	7
	地域温暖化対策	CO2削減目標との整合性(政府や村の掲げる目標と整合性がとれた提案内容か)	7
		計画の確実性(実証確認されている技術、事業が提案されているか)	
	事業実施体制	提案内容の適性度(提案された内容に不足、モレはないか) 関係法令、規則の理解度、遵守度(特に積雪荷重に関する理解) 担当窓口の設置の有無(受託後の体制はできているか) 策定スケジュール(適正な作業日程となっているか)	8
地域理解度	豪雪地、山岳地であることなど、チリ、風土に対する理解があるか。 村にとって提案が過度なものになっていない(予算を越える事業内容、職員への過度の依存はないか)	8	
第二号事業に関する項目	事業の理解度	事業の受託実績(特別豪雪地帯での他自治体受託状況) 特別豪雪地帯での太陽光導入に関わる実績	10
	事業実施体制	関係法令、規則の理解度、遵守度(特に積雪荷重に関する理解) PPA事業推進を前提とした事業企画能力 担当窓口の設置の有無(受託後の体制はできているか) 策定スケジュール(適正な作業日程となっているか)	20
		地域理解度	
総合評価	事業実施体制 計画遂行支援	第一号事業、第二号事業通じて業務遂行できるか 計画策定に留まらず、計画実現に関与できるか(計画策定後も計画実施にむけた支援、参画が得られるか)	15

B 価格点(10点)

価格点は、次により求める。

価格点配点×見積中の最低見積額/審査対象業者の見積額

ただし、事業計画書に仕様書に記載されている項目が反映されていない場合、減点する。

(4)結果通知

評価結果は、令和7年8月 18 日(月)に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

9 受託候補者決定後の手続き

受託候補者として選定された申請者に対して、委託契約締結について通知する。

なお、申請書提出以降に申請を取り下げる時は、「申請辞退願(様式任意)」を速やかに提出するものとする。また、契約までの間に、提出期限までに必要書類が提出されなかった場合又は提出書類に虚偽があった場合、決定された提案を失格とする。失格した場合の質疑には一切応じないものとする。

10 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「応募者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (6) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (7) 本業務は、環境省補助事業である令和6年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)第一号事業及び第二号事業を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規定等を遵守し業務を実施することとする。